

## 施設の概要

（金額、人数等の数値は令和元年度実績）

施設名		宇都宮駅東口交流拠点施設、（仮称）宇都宮駅東口交流広場	
所在地		宇都宮市宮みらい1番20号	
根拠条例等		<b>【宇都宮駅東口交流拠点施設】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇都宮市交流拠点施設条例（令和2年条例第47号）</li> <li>・ 宇都宮市交流拠点施設条例施行規則</li> </ul> ※ 条例、規則は令和3年12月に改正、制定予定	<b>【（仮称）宇都宮駅東口交流広場】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇都宮市中心市街地拠点広場条例（平成18年条例第39号）</li> <li>・ 宇都宮市中心市街地拠点広場条例施行規則（平成18年規則第65号）</li> </ul> ※ 条例・規則は令和3年12月に改正予定
設置年月日		令和4年11月30日	令和4年11月1日 ※ 令和4年10月31日引渡し予定
設置目的・業務内容	設置目的	市民福祉の増進を図るとともに、本市における人・もの・情報等の交流と賑わいを創出するために設置する。	宇都宮駅東口地区において、市民の憩いとふれあいの場を提供することにより、市民相互の交流と魅力ある都市空間の形成を図るために設置する。
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇都宮駅東口交流拠点施設（以下、「交流拠点施設」という。）の運営及び維持管理に関する業務</li> <li>・ 交流拠点施設の使用の許可、利用の制限等に関する業務</li> <li>・ 交流拠点施設の使用に当たり、特別の設備の設置等に関する業務</li> <li>・ その他、「宇都宮市交流拠点施設条例」第1条の設置目的を達成するために必要な交流拠点施設の運営、事業の実施等に関する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （仮称）宇都宮駅東口交流広場（以下、「交流広場」という。）の運営及び維持管理に関する業務</li> <li>・ 交流広場の使用の許可、利用の制限等に関する業務</li> <li>・ その他、「宇都宮市中心市街地拠点広場条例」第1条の設置目的を達成するために必要な交流広場の運営、事業の実施等に関する業務</li> </ul>
開館時間		午前9時から午後10時まで	使用許可を要する広場の利用時間は、午前9時から午後10時までを予定
休館日		12月29日～翌1月3日 ※ その他、保守点検のため、臨時に休館することが可能	なし ※ ただし、12月29日～翌1月3日は使用許可申請の受付事務は行わないものとする。

現在の指定管理者	—			
収支概要（千円）	指定管理料等（市支出総額）	— 千円		
	使用料（利用料金）収入	— 千円		
利用者数 （のべ人数）	— 人			
施設構造	【交流拠点施設】鉄骨造，一部鉄筋コンクリート造 4階建（地上4階） 【交流広場】 インターロッキング仕上げ 3階構造（地上3階）			
敷地面積 （㎡）	【交流拠点施設】 7,634㎡ 【交流広場】 6,007㎡	延床面積 （㎡）	【交流拠点施設】 11,485㎡ 【交流広場】 —	
主な施設内容	施設名		定員（人）	面積（㎡）
	交流拠点施設	大ホール（1室）	約2,000人	1,882㎡
		中ホール（1室）	約700人	649㎡
		大会議室（2室）	約300人	271㎡
		1階小会議室（8室）	約45人	平均89㎡
		4階小会議室（3室）	約35人	平均78㎡
	交流広場	1階広場	— 人	1,769㎡
		2階広場	— 人	1,781㎡
		3階広場	— 人	2,457㎡
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流広場については，交流拠点施設の屋上の一部を活用して整備する施設であり，効率的な管理運営を図る観点から，交流拠点施設と同一の指定管理者とする。</li> <li>交流拠点施設と交流広場については，「障害者が利用する場合における公の施設の使用料の免除に関する規則（平成12年規則第25号）」に基づく使用料の減免を予定する。</li> </ul> <p>※ 減免割合や減免に伴う負担金などの詳細については，今後，決定するものとする。</p>			